

市・県民税申告相談日程表

日 付	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:00~15:00)	会場
平成31年2月7日 (木)	迫、黒井	宮原、宮ノ浦	都井支所
平成31年2月8日 (金)	立宇津、東、岬	大納、宇戸、名谷	
平成31年2月12日 (火)	郡司部、子持田、平田、海北	中福良、古都、石原、内ノ畑	市木支所
平成31年2月13日 (水)	上石波、下石波	大藤、木ヤ藤、舳、築島、夫婦浦、八ヶ谷	
平成31年2月14日 (木)	奈留、平原、仲別府、古大内、長野、堂園	烏帽子野、西ノ園、清水、上園田、下園田	大東支所
平成31年2月15日 (金)	上新町、中新町、下新町 三ヶ平、三幸ヶ野、田ノ野	石木田、徳山、小山、白坂 風野、片野、広野	
平成31年2月18日 (月)	大平、中原、高則、胡桃ヶ野	揚原、市ノ瀬1区・2区・3区・4区	
平成31年2月19日 (火)	井牟田、射馬地野、一氏	真萱、大重野、上大矢取、矢床、赤池	
平成31年2月20日 (水)	樋口、道場	上中園、下中園	本城支所
平成31年2月21日 (木)	小田代、春日、上平	永田、仲、下平	
平成31年2月22日 (金)	上千野、中千野、下千野	上南、下南	
平成31年2月25日 (月)	口広、居城田、港、浦	上代田、下代田、遍保ヶ野	
平成31年2月26日 (火)	高松、西塩町、東塩町	西浜1丁目・2丁目	串間市総合保健福祉センター
平成31年2月27日 (水)	天神	木代	
平成31年2月28日 (木)	東金谷、西金谷、南金谷、北金谷	東今町、西今町、南今町	
平成31年3月1日 (金)	屋治、仲町、鹿谷	東本西方、中本西方、西本西方	
平成31年3月4日 (月)	田淵、谷ノ口、古川、前田	笠祇、泉町	
平成31年3月5日 (火)	上塩、鍛冶屋、大島	有明1区・2区、七ツ橋	
平成31年3月6日 (水)	初田、羽ヶ瀬、穂佐ヶ原	上小路、松尾	
平成31年3月7日 (木)	越ヶ谷、古竹、奴久見、本町1丁目	桂原、本町2丁目	
平成31年3月8日 (金)	上郡元、西郡元、霧島	西下弓田、東下弓田、城山	
平成31年3月11日 (月)	鯛取、倉掛、秋山、小城久保	東上池、西上池、下池、串間	
平成31年3月12日 (火)	西小路1区・2区	徳間、小路	
平成31年3月13日 (水)	寺里	上町	
平成31年3月14日 (木)	東町、桜ヶ丘	上田口、下田口	
平成31年3月15日 (金)	予備日		

※会場は混雑が予想されます。地区は目安で設定しております。昨年の混雑状況を参考に余裕をもってお越しください。
 ※上記日程中は税務課窓口での申告相談はおこなっておりませんので、最寄りの申告相談会場までご来場ください。
 ※国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者については、収入がなくても申告が必要な場合がありますので、申告をお願いいたします。

※記入済の申告書は、郵送でも受け付けております。

(送付先) 〒888-8555 串間市大字西方5550番地 串間市役所 税務課 市民税係 宛

【お問合せ先】 串間市役所 税務課 市民税係 (電話:0987-72-1111 内線:212)

申告相談に必要なもの

- 1 印鑑…認め印で結構です。シャチハタはご遠慮ください。
- 2 本人確認書類…以下の(1)、(2)どちらかを提示してください。
 - (1) マイナンバーカード
 - (2) 番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)
※身元確認書類は可能な限り写真付きの身分証明書をご用意ください。
- 3 収入関係書類
 - (1) 給与収入のある方
 - ・源泉徴収票、もしくは給与明細書、支払調書等
 - ※申告の際には、原則として源泉徴収票が必要となります。
 - 事業所が作成しているので必ずご準備ください。
 - (2) 年金収入のある方
 - ・公的年金等の源泉徴収票
 - ※日本年金機構などからハガキで送られてきます。
 - (3) 営業・農業・不動産収入等のある方
 - ・収支内訳書及びその根拠となる収入や経費のわかる帳簿・領収書等
 - ※可能な限り事前に収支内訳書を作成してご持参ください。
- 4 控除関係書類
 - (1) 配偶者(特別)控除や扶養控除、専従者控除を受ける方
 - ・配偶者や扶養親族、事業専従者の個人番号が確認できる書類
 - (2) 生命保険や地震保険の支払がある方
 - ・保険料払込証明書(申告用)
 - ※保険会社から送られてきます。
 - (3) 国民年金の支払がある方
 - ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 - ※日本年金機構から送られてきますが、納付済額が全て記載されていない場合は、領収書など納付額がわかるものをご持参ください。
 - (4) ①一定額以上の医療費の支払がある方
 - ※所得金額の5%(もしくは10万円)を超える場合、控除の適用ができます。
 - ・事前に医療費控除の明細書を作成するか、医療を受けた方ごとに、医療機関別での支払額を計算してきてください。
 - 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。
 - ②健康増進や疾病の予防への取組を行い且つ、スイッチOTC医薬品の購入がある方
 - ※対象医薬品の購入額が1万2千円を超える場合、控除の適用ができます。
 - 以下の書類をご持参ください。
 - ・事前にセルフメディケーション税制の明細書を作成するか、医薬品を購入した人ごとに購入先別での支払額を計算してきてください。
 - ・適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類(インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証、人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表等が該当します。)

①、②は併用して控除を受けることはできません。ご注意ください。

対象となる書類がない場合、申告相談を受けることができません。書類を紛失などしている場合は、取り寄せるなどして必ず持参してください。

譲渡所得がある場合

土地の売買などで譲渡所得がある場合は、税務署への確認が必要となりやすく、相談が長時間となったり、結果として直接税務署に行っていただくこともあるため、事前に税務署に確認していただくか、直接税務署に行かれることをお勧めします。
(日南税務署 0987-22-3671)

自営業の方へ

相談の待ち時間を減らすため、収支内訳書で使用する領収書などは、「収支内訳書」を作成いただくか、相談会場で計算していただくこととなります。なお、「収支内訳書」は各支所及び税務課に備えています(1月下旬～)。円滑な申告相談へのご協力をお願いいたします。

国民健康保険の被保険者の方へ

遺族年金や障害年金などの非課税所得者を含め、所得の有無に関わらず、申告が必要です。